

2020年5月20日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「三菱UFJ 米国リートファンドA<為替ヘッジあり> (毎月決算型)
<愛称：アメリカンストリート>」約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「三菱UFJ 米国リートファンドA<為替ヘッジあり> (毎月決算型) <愛称：アメリカンストリート>」につきまして、下記のとおり約款変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

本件変更後も当該ファンドの運用方針および運用プロセスには変更はございません。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド

三菱UFJ 米国リートファンドA<為替ヘッジあり> (毎月決算型) <愛称：アメリカンストリート>

2. 約款変更日

2020年5月20日

3. 変更内容

償還条項の変更 (各コースの合計口数の削除)

変更後 (新)	変更前 (旧)
(信託契約の一部解約) 第37条 (略) ②～⑦ (略) ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁	(信託契約の一部解約) 第37条 (略) ②～⑦ (略) ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、 <u>または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には</u> 、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるこ

変更後（新）	変更前（旧）
に届け出ます。 ⑨（略）	とができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ⑨（略）
（付表） <u><削除></u>	（付表） <u>3. 約款第37条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。</u> <u>追加型証券投資信託「三菱UFJ 米国リートファンドA<為替ヘッジあり>（毎月決算型）」</u> <u>追加型証券投資信託「三菱UFJ 米国リートファンドB<為替ヘッジなし>（毎月決算型）」</u>

4. 変更理由

「三菱UFJ 米国リートファンドB<為替ヘッジなし>（毎月決算型）〈愛称：アメリカンストリート〉」が2020年5月21日付で繰上償還となることに伴い、実態に即した償還条項に変更を行うものです。

以上

- ・ 本お知らせに関するお問い合わせ
三菱UFJ国際投信 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】
- ・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ
お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。